

情報提供39

平成23年8月5日

全国重症心身障害児(者)を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会

会長 北浦 雅子

障害者基本法の一部を改正する法律の成立について

平成23年7月29日の参議院本会議で、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が可決・成立しましたので情報提供いたします。

この改正により『全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』が掲げられ、また、障害者の定義として、『障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』と明記されました。

さらに、基本的施策として、『療育』が新設され、『障害者である子どもが身近な場所において療育等の支援を受けられるよう必要な施策を実現する』ことが規定されました。

この情報につきましては、当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

資料1：障害者基本法の一部を改正する法律案の概要

資料2：改正障害者基本法の成立にあたって

(民主党障がい者政策PT 谷博之座長 談話)

資料3：障害者基本法の一部改正について（新旧対照表）